

議案第 36 号

東近江市事務分掌条例等の一部を改正する条例の制定について

東近江市事務分掌条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 25 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市事務分掌条例等の一部を改正する条例

(東近江市事務分掌条例の一部改正)

第1条 東近江市事務分掌条例（平成22年東近江市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 文化スポーツ部

第2条中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 文化スポーツ部

ア スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
イ 文化財の保護に関すること。

(東近江市職員定数条例の一部改正)

第2条 東近江市職員定数条例（平成17年東近江市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「905人」を「925人」に改め、同項第4号中「110人」を「90人」に改め、同条第2項中「第1項第1号」を「前項第1号」に改める。

(東近江市てんびんの里文化学習センター条例の一部改正)

第3条 東近江市てんびんの里文化学習センター条例（平成17年東近江市条例第114号）の一部を次のように改正する。

本則（第5条第1項を除く。）中「教育委員会」を「市長」に改める。

第5条第1項中「東近江市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第7条第2号中「前条の各号」を「前条各号」に改める。

(東近江市西堀榮三郎記念探検の殿堂条例の一部改正)

第4条 東近江市西堀榮三郎記念探検の殿堂条例（平成17年東近江市条例第116号）の一部を次のように改正する。

本則（第7条を除く。）中「教育委員会」を「市長」に改める。

第7条中「東近江市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

(東近江市体育施設条例の一部改正)

第5条 東近江市体育施設条例（平成17年東近江市条例第123号）の一部を次の

ように改正する。

本則（第2条の2第2項を除く。）中「教育委員会」を「市長」に改める。

第2条の2第2項中「東近江市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

（東近江市文化財保護条例の一部改正）

第6条 東近江市文化財保護条例（平成17年東近江市条例第125号）の一部を次のように改正する。

本則（第3条第3項、第7条第1項、第13条ただし書、第18条第2項、第28条及び第47条第1項ただし書を除く。）中「教育委員会」を「市長」に改める。

第3条第3項中「東近江市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第7条第1項中「教育委員会規則及び教育委員会」を「規則及び市長」に改める。

第13条ただし書及び第18条第2項中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第27条第8項中「第7項」を「前項」に改める。

第28条中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会に」を「市長に」に改める。

第47条第1項ただし書中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

（東近江市文化財保護審議会条例の一部改正）

第7条 東近江市文化財保護審議会条例（平成17年東近江市条例第126号）の一部を次のように改正する。

第1条中「東近江市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に」を「市長の附属機関として」に改める。

第2条及び第4条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第8条中「東近江市教育委員会事務局」を「文化スポーツ部」に改める。

（東近江市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部改正）

第8条 東近江市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成17年東近江市条例第127号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「東近江市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改め、同条第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第4条第1項及び第3項中「及び教育委員会」を削る。

第5条中「及び教育委員会」及び「（市長にあっては、第8号に定める基準）」を削る。

第6条後段中「第4条第1項」を「同項」に改め、「及び教育委員会」を削る。

第7条前段中「第6条」を「前条」に改め、同条後段中「第6条」を「前条」に

改め、「及び教育委員会」を削る。

第8条及び第9条中「及び教育委員会」を削る。

第11条第1項中「教育委員会に」を「市長の附属機関として、」に改め、同条第2項中「及び教育委員会」を削り、同条第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第12条中「教育委員会」を「市長」に改める。

(東近江市近江商人博物館条例の一部改正)

第9条 東近江市近江商人博物館条例（平成17年東近江市条例第129号）の一部を次のように改正する。

本則（第5条第2項を除く。）中「教育委員会」を「市長」に改める。

第1条中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項」に改める。

第5条第2項中「東近江市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

(東近江市スポーツ推進審議会条例の一部改正)

第10条 東近江市スポーツ推進審議会条例（平成17年東近江市条例第255号）の一部を次のように改正する。

第2条中「東近江市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第6条中「教育委員会」を「文化スポーツ部」に改める。

(東近江市能登川博物館条例の一部改正)

第11条 東近江市能登川博物館条例（平成17年東近江市条例第283号）の一部を次のように改正する。

本則（第5条を除く。）中「教育委員会」を「市長」に改める。

第1条中「博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第18条及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項」に改める。

第5条中「東近江市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第8条第1号中「第7条」を「前条」に改め、同条第3号中「前条の各号」を「前条各号」に改める。

(東近江市野口謙蔵記念館条例の一部改正)

第12条 東近江市野口謙蔵記念館条例（平成17年東近江市条例第284号）の一部を次のように改正する。

本則（第3条第1項ただし書を除く。）中「教育委員会」を「市長」に改める。

第3条第1項ただし書中「東近江市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

(東近江市ガリ版伝承館条例の一部改正)

第13条 東近江市ガリ版伝承館条例（平成17年東近江市条例第285号）の一部を次のように改正する。

本則（第3条第1項ただし書を除く。）中「教育委員会」を「市長」に改める。

第3条第1項ただし書中「東近江市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

(東近江市埋蔵文化財センター条例の一部改正)

第14条 東近江市埋蔵文化財センター条例（平成17年東近江市条例第286号）の一部を次のように改正する。

第5条及び第6条中「教育委員会」を「市長」に改める。

(東近江市附属機関条例の一部改正)

第15条 東近江市附属機関条例（平成25年東近江市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

東近江市文化的景観保存活用委員会	文化的景観の保存及び活用についての調査審議に関する事務	15人以内
東近江市博物館等運営委員会	博物館等の運営についての調査審議に関する事務	10人以内

別表第2 東近江市文化的景観保存活用委員会の項及び東近江市博物館等運営委員会の項を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

教育委員会所掌事務の一部を市長部局に移管することに伴い、関係条例の整備を行いたく、本議案を提出するものである。